2017 年 1 年 31 日

各位

会　社　名　アステラス製薬株式会社
代　表　者　代表取締役社長 CEO　畑中　好彦
コード番号　4503
（URL　http://www.astellas.com/jp）
東　証　（第一部）
決　算　期　3 月
問合わせ先　広報部長　臼井　政明
Tel：(03)3244－3201

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

アステラス製薬株式会社（本社：東京）は、本日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項を決議しましたので、お知らせします。

記

1.　自己株式の取得を行う理由
資本効率と株主還元の更なる向上を図るため

2.　取得に係る事項の内容
（1）取得対象株式の種類　当社普通株式
（2）取得しうる株式の総数　3,000 万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.43%）
（3）株式の取得価額の総額　500 億円（上限）
（4）取得期間　2017 年 2 月 1 日から 2017 年 3 月 24 日まで

（ご参考）2016 年 12 月 31 時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数（自己株式を除く）　2,094,715,659 株
自己株式数　59,107,516 株

以　上

注意事項

このプレスリリースに記載されている現在の計画、予想、戦略、想定に関する記述及びその他の過去の事実ではない記述は、アステラスの業績等に関する将来の見通しです。これらの記述は経営陣の現在入手可能な情報に基づく見積りや想定によるものであり、既知および未知のリスクと不確実な要素を含んでいます。さまざまな要因によって、これら将来の見通しは実際の結果と大きく異なる可能性があります。その要因としては、(i)医薬品市場における事業環境の変化および関係法規制の改正、(ii)為替レートの変動、(iii)新製品発売の遅延、(iv)新製品および既存品の販売活動において期待した成果を得られない可能性、(v)競争力のある新薬を継続的に生み出すことができない可能性、(vi)第三者による知的財産の侵害等がありますが、これらに限定されるものではありません。また、このプレスリリースに含まれている医薬品（開発中のものを含む）に関する情報は、宣伝広告、医学的アドバイスを目的としているものではありません。